

目次

告示

○教育職員免許状の失効について..... 1

告 示

北海道教育委員会告示第36号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、失効した。

令和5年7月19日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

氏名	菅原 淳	本籍地	北海道
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭1種免許状 （社会）	平13中一種第1471号	平成14年3月15日	北海道教育委員会
中学校教諭1種免許状 （外国語（英語））	平13中一種第1472号		
高等学校教諭1種免許状 （公民）	平13高一種第2301号		
高等学校教諭1種免許状 （外国語（英語））	平13高一種第2302号		
失効年月日	令和5年6月15日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行細則第20条第8号エ）該当		

